

# IAS・FAS セグメント基準比較研究

—1995年11月IAS・EDおよび1996年1月FAS・EDを中心に—

松井 泰則

## 1. 各国（国際）基準の概要

各国ならびに国際レベルでのセグメント基準に関する最近の経緯概要を示せば以下のとおりである<sup>1)</sup>。

<各国（年代順）>

アメリカ：SFAS no. 14, December 1976

カナダ：Accounting Section 1700 (“Segmented Information”) of the CICA Handbook, 1979

オーストラリア：AAS 16, Financial Reporting by Segments, 1984 (1987改定)

日本：「セグメント情報の開示基準」1988年5月

ニュージーランド：NZ・SSAP 23, Financial Reporting for Segments, July 1989

イギリス：UK・SSAP 25, Segmental Reporting, June 1990

アメリカ：ED ; Reporting Disaggregated Information about a Business Enterprise, FASB, January 19, 1996

---

1) 日・米・英基準の比較的考察については、Terence E. Cooke and Masato Kikuya, “International Comparison of Segmental Reporting in the US, UK and Japan,” 『経理研究』（第36号, 1992年, pp.157-176.）ならびに小菅正伸 「セグメント情報の開示」（関西学院大学会計学研究室編『連結会計基準の国際比較』中央経済社, 1994）を参照。なお、UKセグメント会計基準に関して、Elaine Rennie, Neil Garrod and Clive Emmanuel, “Seeking Complementarity between Segment and Consolidated Reports : the UK Experience,” (in S. J. Gray, A. G. Coenenberg and P.D. Gordon, *International Group Accounting* (Chapter 22), Routledge 1988, pp. 334-353.) では国際 (OECD, UN, IASC, EC) 比較と各国 (UK, US, カナダ, オーストラリア, NZ) 比較を行なったうえで、UKセグメント会計について、後発的であったゆえの優位性を述べながらも、同時にEC域内連結情報の拡充化との関連から問題（およびその改善）の複雑性を指摘している。あるいはまた、Pamela Edwards, “Segmental Reporting : A Preparers’ Perspective,” (*Accounting and Research*, vol. 25, no. 99, pp.151-161, 1995) では現在のセグメント情報に対して批判的見解を述べているなどさまざまである。

<国際(年代順)>

OECD: Guidelines for Multinational Enterprises, 1976 (1979改定)

EU: EC 4th Directive, Section 8 (第43条第1項第8号), 1978

EU: EC 7th Directive (第34条第8項), 1983

IASC: IAS 14, Reporting Financial Information by Segment, 1983

UN: United Nations Economic and Social Council, International Accounting and Reporting Issues: 1988 Review (Chapter 3, "Segmentation Aggregated Data")

IASC: ED 51; Reporting Financial Information by Segment, 1995

## 2. IAS 現行基準の概要<sup>2)</sup>

IAS第14号によれば、まずセグメント別財務情報の開示基準が適用される会社は、子会社を含む株式公開企業および経済的に重要な会社とされる(par. 2, 3, 20—本節での par は以下、IAS第14号 par. を示す)。この場合、連結財務諸表が作成されている限り、親会社の個別財務諸表にはセグメント基準は適用されない(par. 3)。

セグメントの種類ならびに識別については、まず、産業別セグメントと地域別セグメントに分けられ、それぞれ内容が規定されている。前者は製品またはサービス、または関連ある製品またはサービスのグループ(par. 4, 10-13)をさし、また後者は個々の国、または特定地域内の国のグループ(par. 4, 10, 11)をあげている。そして両者の識別に関する重要性判断基準は基本的に経営者の判断に委ねられている(par. 11, 14)。次にセグメント情報として報告対象となる内容は次のとおりである。

- (a) 売上高またはその他の営業収益(par. 22)
- (b) セグメント別業績(一般に営業収益をさす)(par. 16, 22)
- (c) セグメント別使用資産(par. 18, 22)
- (d) その他関連情報

## 3. IASセグメント基準の動向: ED「セグメント財務報告情報」

(IASC, ED51, 1995年11月)

ED51はIAS第14号の改定を意図して1995年11月に公表された(以下、本節での par. ならびにカッコ内の数字はED51, par. を示す)。

ED51の構成を示せば次のとおりである。

---

2) IAS14に関して、特に日米英との比較を中心に論究したものに越野啓一「セグメント情報」(稲垣富士男編『国際会計基準』(三訂版), 同文館, 1996)があり、参照されたい。

目的	(par. 1 - 2)
範囲	(3 - 7)
定義	(8 - 21)
その他のIASにみる定義	( 8)
事業別セグメントおよび地域別セグメントの定義	(9 - 12)
セグメント別収益, 費用, 成果, 資産, 負債の定義	(13 - 21)
報告セグメントの識別 (特定化)	(22 - 23)
基本的ならびに補足的セグメント報告様式	(22 - 25)
識別可能セグメント	(26 - 28)
報告セグメント	(29 - 33)
セグメント会計方針	(34 - 37)
開示	(38 - 72)
基本的報告様式	(39 - 56)
補足的セグメント報告	(57 - 59)
その他開示事項	(60 - 72)
発効日	( 73)
付 録	
図表によるセグメント開示	

ED51ではIASでの「産業別セグメント」に代えて「事業別セグメント」を提唱している。以下、ED51でのポイントを指摘しておく。

<事業別セグメントおよび地域別セグメントの定義 (par. 9)>

事業別セグメントとは、事業上の区別可能な企業コンポをさす。つまり、製品サービスもしくは関連する製品サービス群の提供に従事し、そこではリスクおよびリターンが付随し、そしてそれらは他の事業別セグメントとは区別しうる内容を有する。

考慮事項は以下のとおり。

- (a) 製品・サービスの種類
- (b) 製造工程の種類および応用技術
- (c) 製品・サービスの販売市場形態
- (d) 主要な顧客層
- (e) 製品の流通経路・方法
- (f) 事業の一部に関連する特有の立法上のもしくは規制状況、例えば銀行、保険会社あるいは公益事業会社等。

地域別セグメントとは地域上での区別可能な企業コンポをさす。つまり特定の地域内で製品・

サービスの提供に従事し、そこにはリスクおよびリターンが付随し、そしてそれらは他の地域での業務コンポとは区別しうる内容を有する。

考慮事項は以下のとおり。

- (a) 業務の緊密性
- (b) 政治・経済状況の類似性
- (c) 地域別業務間の関係
- (d) 特定国での業務に関する特殊なリスク
- (e) 為替管理法令
- (f) 潜在する通貨リスク

報告セグメントとは上記定義に従った事業別セグメントもしくは地域別セグメントのことをいう。報告セグメント情報は本基準書で開示要請を行なっているものである。

<報告セグメントの識別>

基本的・派生的セグメント報告様式

企業の基本的なセグメント報告様式が事業別であるか地域別であるかは、企業の有しているリスク・リターンの主要源泉・属性にかかっている。当該リスク・リターンの大部分が製品サービスからとらえることが合理的であれば基本的セグメント報告様式は事業別セグメントとなり、地域的情報は派生的扱いとなる。逆に、当該リスク・リターンの大部分が国別ないしその他地域別業務からとらえることが合理的であるような場合には、基本的セグメント様式は地域別セグメントとなり、関連製品・サービス群的情報は補足的な扱いとなる。(par. 22)

取締役会ならびに重役会向けの内部財務報告における企業の内部組織的経営構造およびシステムが通常、当該企業に直結したリスク・リターン主要な源泉・属性を識別する基準となっている。(par. 23)

I A Sでは事業別セグメント情報ならびに地域別情報開示に関して図表をもって例示している(末尾図表1~3参照)。

#### 4. F A S 現行基準の概要

第14号では、すべての「営利企業 (business enterprise)」にセグメント情報の開示を要求していたが、第21号の改正によって原則として「公開企業 (public enterprises)」がその対象とされた。ここに逆に非公開企業とは「(a) その債券または持分有価証券が国外もしくは国内の証券取引所の公開市場または店頭市場で流通している企業、あるいは (b) 財務諸表を証券取引委員会 (SEC) に届け出ることを要求されている企業以外の企業をいう。公開市場においていかなる種類の有価証券であっても、それを売り出すために財務諸表が公開された場合は、その企業はもはや非公開企業ではない。」(第21号, par. 13)と規定される。

第14号の概要を示すと次のとおりである。

＜セグメントの種類＞ a. 産業別セグメント情報 (industry segments, 第14号 par. 9-30) ; ここに産業別とは、ある製品・サービス別または一連の関連する製品・サービス別グループで外部の顧客に供給している企業コンポ (component ; 構成単位) をいう (第14号, par. 10)。 b. 地域 (在外事業および輸出売上) 別情報 (geographic areas, 第14号 par. 31-38) ; ここに地域とは各企業の個々の状況によってその区分が妥当であるように決定された各国または国のグループをいう (第14号 par. 34)。 c. 主要顧客別情報 (major customers, par. 39) ; 企業の収益の10%以上が単一の顧客への売上げとなる場合には、その事実とその顧客からの収益の金額を開示しなければならない (第14号 par. 39および第30号 par. 6)。

＜開示情報＞イ. 収益情報, ロ. 損益 (営業損益・営業損益以外の損益), ハ. 識別可能 (セグメント帰属) 資産, ニ. その他関連情報 (産業別 : 第14号 par. 22-27 , 地域別 : 第14号 par. 32, 35, ただし両者の内容は異なる)

＜産業別セグメント識別のための重要性判断 (テスト)＞ a. 10%基準 (第14号 par. 15, 16) ~上記項目 (イ, ロ, ハ) のいずれかが各セグメント合計の10%以上である<sup>3)</sup>。 b. 75%基準 (第14号 par. 17, 18) ~個々のセグメント情報が10%基準を満たさなくとも、各セグメント情報の75%に満たされるまで追加される。 c. 10セグメント数基準 (第14号 par. 19) ~75%基準において、割合が小さいセグメントが多数存在するような場合には、関連セグメントを統合して10個に絞る。 d. 90%開示免除基準 (第14号 par. 20) ~単一産業別セグメントで、イ, ロ,

3) 10%テストの概要に関して、FAS第14号の付録E (par. 103, 104) の設例によって示せば次のとおりである。

ある企業が七つの産業別セグメントを持っていて、そのうちのいくつかに次のとおり営業損失が生じたものとする。

産業別セグメント	営業利益 (または損失)	
A	\$ 100	} \$ 1000
B	500	
C	400	
D	(295)	} (1100)
E	(600)	
F	(100)	
G	(105)	
	<u>\$ (100)</u>	

損失の生じなかった産業別セグメント (A, B, C) の営業利益合計は\$1,000である。損失の生じたセグメント (D, E, F, G) の営業損失合計の絶対額は\$1,100である。従って、絶対値の大きい営業損失の額 (\$1,100) を基準に判定を行うことになる。この結果、七つの産業別セグメントのうち、B, C, D, およびEが重要性ありとなる。なぜならば、それら各セグメントの営業利益または営業損失は絶対値で\$110 (\$1,100の10%) 以上だからである。もちろんこのほかの産業別セグメントであっても、収益および識別可能資産によるテストによっては重要性ありと見なされることがありうる。

ハが全体の90%以上の場合。

〈開示方法〉次のいずれかの方法による。a. 財務諸表の脚注で適切な記述による開示を行ったうえで、財務諸表の本体に表示する。b. 財務諸表の脚注においてすべて表示する。c. 財務諸表と一体のものとして別の明細書で表示する。(第14号 par. 28)

## 5. FASセグメント基準の動向：ED「営利企業における分割情報報告」

(FASB, ED, 1996年 1月19日)

### (1) EDに至る経緯

FASBではFAS第14号の改定に向けたEDを1996年1月に公表したが、そこに至る最近の経緯は次のとおりである<sup>4)</sup>。なお、ここにはカナダ(AcSB of the CICA)との「共同調査研究」も含まれる。

John M. Boersema and Susan J. Van Weelden, *Financial Reporting for Segment*, CICA Research Study, 1992

The Association for Investment Management and Research, position paper, *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*, 1993

Paul Pacter, *Reporting Disaggregated Information*, FASB Research Report, February 1993

Invitation to Comment, *Reporting Disaggregated Information by Business Enterprises*, FASB & AcSB of CICA, May 3, 1993

American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (Mary E. Barth, Chair; Timothy B. Bell; Daniel W. Collins; G. Michael Crooch; John A. Elliott; Thomas J. Frecka; Eugene A. Imhoff, Jr.; Wayne R. Landsman; Ray G. Stephens), "Response to the FASB Discussion Memorandum 'Reporting Disaggregated Information by Business Enterprises'," *Accounting Horizons*, Vol. 8, no. 3 September

---

4) アメリカでは第14号(1976)に先立ち、セグメント情報開示に関して1967年(9月)APBステートメント第2号「多角的企業における補足的財務情報の開示」、1969年SEC(LOB; Line of Business)規定後に、この規定を拡張した10-K年次報告書などがある(John M. Boersema and Susan J. Van Weelden, "Financial Reporting for Segment," CICA Research Study, 1992, p. 206)。なお、SFAS第14号以降の経緯は以下のとおり。「営利企業のセグメント別財務報告」討議資料(1974年5月22日)、「営利企業のセグメント別財務報告」公開草案(1975年9月30日)、「営利企業のセグメント別財務報告」SFAS第14号(1976年12月)、「営利企業のセグメント別財務報告——中間財務諸表」SFAS第18号(1977年11月)、「非公開企業による一株当たりの利益およびセグメント別情報の報告の停止」SFAS第21号(1978年4月)、「他企業の財務報告書のなかで開示される財務諸表におけるセグメント別情報の報告」SFAS第24号(1978年12月)、「主要な顧客についての情報開示」SFAS第30号(1979年8月)

1994, pp. 75-82.

FASB and AcSB of the CICA, Tentative Conclusions on Financial Reporting for Segments, February (Comment Due : April 21), 1995

ED, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Consolidated Financial Statements : Policy and Procedures, October 16, 1995

ED, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Reporting Disaggregated Information about a Business Enterprise, January 19, 1996 (Comment Due : June 30, 1996)

## (2) ED「営利企業における分割情報報告」

本EDは公開営利企業に対して分割情報報告の適用を規定するもので、FAS第14号の改正を意図して1996年1月19日に公表された(以下、本項での par. ならびにカッコ内の数字はED, par. を示す)<sup>5)</sup>。EDの構成を示せば以下のとおり。

<序> (par. 1-4)

<目的と基本原則> (5-9)

<財務会計報告基準> 1) 範囲 (10), 2) 業務別 (operating) セグメント (11-19), 3) 提供すべき情報 a. 一般情報 (21) b. セグメント損益および関連情報 (22-26) c. セグメント資産・負債 (27-31) d. 製品・サービスおよび地域別情報 (32-35) e. 主要な顧客情報 (36-37), 4) 中間財務諸表 (38), 5) 過年度報告セグメント情報の修正再表示 (39), 6) 現行規定の改正 (40-49)

発効日と経過措置 (50)

付録A : 結論に至る背景と基準 (51-112)

付録B : 財務諸表開示設例 (113-118)

本EDの提唱する新アプローチはFAS第14号のそれは本質的に異なっているとした上で、その特徴は1995年暫定的結論(FASB・CICA)と同じである点を指摘している(par. 59)。以下、ポイントを指摘しておく。

<適用範囲> 1) 公開企業に適用する。2) 連結(結合)財務諸表が作成される場合には個別財務諸表には適用されない。3) 非営利事業体もしくは非公開企業には適用されない。(par. 10)

<業務別セグメント>業務別セグメントとは次のような企業コンポをいう。a. 収益・費用を生む営利事業に従事している。b. 各セグメント業績の評価ならびにセグメントに配賦され

---

5) 山地範明「分割情報開示」(加古宜士・平松一夫他『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向(第4編第5章)』企業財務制度研究会, 1995年11月)ならびに拙稿「アメリカにおけるセグメント会計の展開」(『企業会計』中央経済社, 1996年4月)参照。

る源資に関する意志決定を行なうために、そこでの業務成果は規則的に当該企業の業務評価決定主任により検討されている。c. 内部財務システムによるかあるいはそれにもとづいた個別財務情報の入手が可能である。(par. 11)

〈一般情報〉企業は以下の一般情報を提供すべきである。a. 経営者が企業の業務別セグメントを決定する際に最重要視した要素。例えば経営者は製品やサービス、業務地域、規制の異なる環境あるいはいくつかの要素の結合などからみて企業組織化を行なうとみられる。b. 各業務別セグメントにとってその収益源となる製品ならびにサービス別。(par. 21)

〈セグメント報告項目〉セグメント損益が算定される際に各業務別セグメントにおいて報告されるべき項目 a. 外部顧客からの収益, b. 同一企業内でのセグメント相互取引にもとづく収益, c. 受取利息, d. 支払利息, e. 研究開発費, f. 減価償却費・減耗償却費・償却費, g. 異常損益項目, h. 持分法適用による純利益持分額, i. 法人所得税(ないし還付), j. 特別項目 (par. 24)

〈損益・収益に関する全体との関連表〉企業は業務別セグメント損益と全体の利益また業務別セグメント収益と全体の収益との関連表を作成しなければならない。

〈セグメント資産・負債〉企業は「各業務別セグメントにおける資産・負債額を報告すべきである(par.27)」とし、そこで報告されるべき金額は「内部財務報告システムによるか、あるいはそれにもとづいた測定額である(par. 27)」としている。

〈地域(在外事業ならびに輸出売上)別情報〉

上記4つの内容に関して、EDでは図表をもって例示している(末尾図表4~7参照)。

このようにEDでは内部組織構造にもとづくセグメント化を提唱しているのであるが、少なくともそれには次の3つの利点があるとしている。1)「経営者視点からの」企業認識技法は企業の将来キャッシュフロー予測に重要な影響を与え得る経営アクション(リアクション)を予想する利用者技法を向上させる。2) これらセグメント情報は現に経営者が活用しているものから導出されることから、外部報告のための追加的情報提供コストは比較的少なく済む。3)「産業別」分類が主観的であることは論証されており、むしろ現存する内部構造にもとづくセグメントによる方が主観介入の余地は小さいといえる。(par. 67)

## 6. む す び

IAS・EDとFAS・EDともセグメント情報開示に対する目的意識は基本的には同じとみてよいであろう。IASでは以前、「産業別」セグメントとしていたものを今回は「事業別」セグメントと変更し、FASでは「業務別」セグメントとしているが、具体的な開示内容は両者とも概略同じと考えてよい。もっともマネジメント・アプローチに立つ「業務別」セグメントはその内部管理情報の区分によっては一層、詳細な分割が求められる可能性がある。ただし、



他方で両者のセグメント要求は必ずしも同一の開示をもたらさない点も十分に留意しておく必要がある。例えば事業別セグメント・アプローチは事業別セグメントと地域別セグメントといった2つの開示内容からみてアクセスしようとしているのに対して、マネジメント・アプローチでは、業務別セグメントにまずは着目し、次いでそれらに関する製品・サービスならびに地域情報を要求するものである<sup>6)</sup>。あるいはまた特定の費用配分に際して、内部目的との関連性から見て事業別セグメント・アプローチではそれが切断されているが、マネジメント・アプローチにおいては接合した関係にある点などがあげられる<sup>7)</sup>。こうした点に関してFASB・AcSB(CICA)委員会でもIASとの調和化に向けた作業が今後、望まれる点を指摘している<sup>8)</sup>。

---

6) FASB and AcSB of the CICA, Key Issues and Comments Requested on Financial Reporting for Segments, p.6, February 1995. 本報告書ではセグメント報告の目的、背景に触れたあと、FASBの「マネジメント・アプローチ」(「業務別セグメント」)、IASBの「事業別セグメント・アプローチ」をとりあげ、同時に両者の要求の相違を述べるとに、前者の立場をとるとしてコメントを求めている。

7) Ibid.

8) Ibid.

## &lt;附図表&gt;

図表1 事業別セグメント情報 (単位:100万ポンド) (ED51, p.36, 付録)

	製紙業		その他製造業		出版		その他事業		消去		連結	
	1997	1996	1997	1996	1997	1996	1997	1996	1997	1996	1997	1996
収 益												
外部売上高	55	50	20	17	19	16	7	7				
セグメント相互間売上高	<u>15</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	(29)	(30)		
収益合計	<u>70</u>	<u>60</u>	<u>30</u>	<u>31</u>	<u>21</u>	<u>20</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	(29)	(30)	101	90
利 益												
セグメント別利益	<u>20</u>	<u>17</u>	<u>9</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	(5)	(6)	26	19
会社共通費用											(7)	(9)
営業利益											19	10
支払利息											(4)	(4)
受取利息					1	1					2	3
関係会社純利益持分額	6	5					2	2			8	7
法人税											(7)	(4)
経常利益											18	12
特別損失: 保険で補填されない工場 地震災害損失		(3)										(3)
純利益											<u>18</u>	<u>9</u>
その他情報												
セグメント資産	54	50	34	30	10	10	10	9			108	99
関係会社持分投資額	20	16					12	10			32	26
会社共通資産											35	30
連結総資産											<u>175</u>	<u>155</u>
セグメント負債	25	15	8	11	8	8	1	1			42	35
会社共通負債											40	55
連結総負債											<u>82</u>	<u>90</u>
資本的支出	12	10	3	5	5		4	3				
減価償却費	9	7	9	7	5	3	3	4				
減価償却以外の支出を 伴わない費用	8	2	7	3	2	2	2	1				

図表2 地域別売上高セグメント情報

(ED51, p.38, 付録)

	市場地域別 売上高	
	1997	1996
	£	£
イギリス	19	22
その他EU諸国	30	31
カナダ・アメリカ	28	21
メキシコ・南米	6	2
東南アジア(主として日本・台湾)	<u>18</u>	<u>14</u>
	<u>101</u>	<u>90</u>

図表3 地域別資産等セグメント情報

(ED51, p.38, 付録)

	セグメント別 資産簿価		資本的支出	
	1997	1996	1997	1996
	£	£	£	£
イギリス	52	48	8	5
その他EU諸国	37	32	5	4
カナダ・アメリカ	24	20	4	3
インドネシア	22	<u>20</u>	<u>7</u>	<u>6</u>
	<u>135</u>	<u>120</u>	<u>24</u>	<u>18</u>

図表4 事業別セグメント情報

	自動車部品	小型船舶	ソフトウェア	電子部品	財 務	合 計
外部顧客からの収益	\$ 3,000	\$ 3,000	\$ 7,000	\$ 12,000	\$ 12,000	\$ 30,000
セグメント相互間収益	—	—	3,000	1,500	1,500	4,500
セグメント利益	200	70	900	2,300	2,300	3,970
受取利息	—	—	—	—	—	4,000
支払利息	—	—	—	—	—	3,000
研究開発費	—	200	200	300	300	700
減価償却費・減耗償却費	200	100	50	1,500	1,500	2,950
その他の重要な非現金項目：						
長期請負契約見積変更額	—	200	—	—	—	200
セグメント資産	2,000	5,000	3,000	12,000	12,000	79,000
セグメント資本的支出	300	700	500	1,700	1,700	3,800
セグメント負債	—	—	—	—	—	45,000

図表5 収益・損益等セグメント関連情報

<b>収 益</b>	
セグメント収益総額	\$ 34,500
非計上セグメント収益額	1,000
セグメント間収益控除額	(4,500)
収益合計	<u>\$ 31,000</u>
<b>損 益</b>	
セグメント損益総額	\$ 3,970
セグメント間利益控除額	(500)
会社共通損益	
支払利息	(500)
和解訴訟受取額	500
その他共通費	(750)
年金費用連結修正額	(250)
非計上セグメント損益総額	100
法人税ならびに特別項目	
控除前利益	<u>\$ 2,570</u>

図表6 資産・負債等セグメント関連情報

	資 産	負 債
報告セグメント総額	\$ 79,000	\$ 45,000
内部受取額の控除	(1,000)	—
会社共通長期債務	—	25,000
会社共通のれん	4,000	—
その他共通額	1,000	5,000
非計上セグメント総額	2,000	1,500
連結総額	<u>\$ 85,000</u>	<u>\$ 76,500</u>

図表7 事業別・地域別収益・資産等セグメント情報

	自動車部品	小型船舶	ソフトウェア	電子部品	財 務
収 益	\$ 3,000	\$ 3,000	\$ 7,000	\$ 12,000	\$ 5,000
アメリカ	2,000	2,000	4,000	7,000	3,000
カナダ	900	300	1,000	2,000	1,000
日 本	—	—	1,000	1,000	500
そ の 他	100	700	1,000	2,000	500
資 産	\$ 2,000	\$ 5,000	\$ 5,000	\$ 12,000	*
アメリカ	1,500	4,800	4,800	3,000	*
台 湾	500	—	—	5,000	*
日 本	—	—	—	3,000	*
そ の 他	—	200	200	1,000	*
資本的支出	\$ 300	\$ 700	\$ 700	\$ 1,700	*
アメリカ	150	600	600	1,200	*
そ の 他	150	100	100	500	*